

# 令和2年版環境白書

## 第2章 安全で安心できる生活環境の保全

### 第1節 水環境等の保全

#### 5. 農用地の土壤汚染対策

##### (1) 事業目的

「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」※1に基づく農用地土壤汚染対策地域に指定されていた津和野町笹ヶ谷地域は、平成27年1月9日に指定を解除しました。これで、県内の同対策地域の指定は、全て解除されましたが、津和野町笹ヶ谷地域では、土壤汚染防止対策実施以降の特定有害物質による汚染の状況を調査し、継続して監視しています。

##### (2) 取組状況

令和元年度に講じた施策

2カ所の観測区を設置し、土壤、作物体及び農業用水のヒ素及びカドミウムの調査を実施しました。

本調査では、34検体の分析を行い、土壤、米及び農業用水において、いずれも基準値を上回るヒ素及びカドミウムは検出されませんでした。

表1 観測区数及び検体数

観測区数	調査対象	検体数	備 考
2	土 壤	8	2区×4点(ヒ素3地点、カドミウム5地点混合1点)×1回(収穫時)
	作 物 体	16	2区×4点(ヒ素3地点、カドミウム5地点混合1点)×2部位(玄米、ワラ)
	農業用水	10	2区×5回(5～9月の稲作期間中)
合 計		34	

#### ※1. 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律

農用地のカドミウム等による土壤汚染防止及び対策についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物の生育が阻害されることを防止することが目的とした法律。鉱山の廃水等に由来した重金属類による農用地汚染等が原因と考えられる健康被害(イタイイタイ病)や作物の生育阻害が大きな問題となったことから制定されました。

#### 【担当課】

所属名	問い合わせ先
農畜産課	0852-22-5112